

## 「平成24年7月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人福岡県共同募金会

### 1 趣旨

平成24年7月の大雨による被害のため、県内各地で死傷者・行方不明者等の人的被害や、家屋の全壊・半壊、多数の床上・床下浸水等、深刻な被害が発生し、県内7市1町（久留米市、柳川市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、みやま市、広川町）に災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、県内各地の被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

### 2 義援金の名称

平成24年7月福岡県豪雨災害義援金

### 3 受付期間

平成24年7月20日（金）から平成24年8月31日（金）まで

### 4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	口座記号番号 01770-4-155		福岡県共同募金会7月豪雨 災害義援金
西日本シティ銀行	春日原支店 (003)	普通預金 1849232	福岡県共同募金会 7月豪 雨災害義援金
福岡銀行	春日原支店 (277)	普通預金 1827233	

※ ゆうちょ銀行の振替料金は、無料となります。

※ 西日本シティ銀行、福岡銀行については、本店・支店間の窓口からの振込手数料が無料となります。

※ 福岡銀行については、全国地方銀行協会加盟の銀行からの振込手数料が無料となります。

※ ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込みは、手数料がかかります。

5 現金書留による送金

郵便局窓口で義援金送金を希望される場合は、あて名のところに「救助用」と明記いただければ、郵便料金が免除となります。

(あて先) 〒816-0804

福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

社会福祉法人福岡県共同募金会

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金配分委員会を通じて、原則として被災者に配分します。

7 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。(税の軽減を受けるためには、義援金の領収書等の添付など所定の手続きが必要です。)

8 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税、法人税)を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

9 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

10 問合せ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp